三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一　大阪南港北防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十三秒東経百三十五度二十三分四十八秒）から百十三度五百七十メートルの地点

二　大阪南港北防波堤灯台から二百十三度七十メートルの地点

三　大阪南港北防波堤灯台から二百九十八度三十分五百二十メートルの地点

四　大阪南港北防波堤灯台から百四十一度六百六十メートルの地点

五　大阪南港北防波堤灯台から二百四度三百八十メートルの地点

六　大阪南港北防波堤灯台から二百六十九度三十分六百二十メートルの地点

（削る）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

２　総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一　大阪南港北防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十三秒東経百三十五度二十三分四十八秒）から百十三度五百七十メートルの地点

二　大阪南港北防波堤灯台から二百十三度七十メートルの地点

三　大阪南港北防波堤灯台から二百九十八度三十分五百二十メートルの地点

四　大阪南港北防波堤灯台から百四十一度六百六十メートルの地点

五　大阪南港北防波堤灯台から二百四度三百八十メートルの地点

六　大阪南港北防波堤灯台から二百六十九度三十分六百二十メートルの地点

２～５　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）	（略）	（略）	（略）
京浜東京区	（略）	（略）	（略）
	第三区	羽田船舶信号所から二百四十九度二千九百五十メートルの地点から百八十度九百メートルの地点（以下Ｂ地点という。）まで引いた線、Ｂ地点から三百六度二千四百メートルの地点まで引いた線、同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線、同橋、第二区境界線、葛西橋、京葉線	（略）

３～６　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）	（略）	（略）	（略）
京浜東京区	（略）	（略）	（略）
	第三区	羽田船舶信号所から二百四十九度二千九百五十メートルの地点から百八十度九百メートルの地点（以下Ｂ地点という。）まで引いた線、Ｂ地点から三百六度二千四百メートルの地点まで引いた線、同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線、同橋、第二区境界線、葛西橋、京葉線	（略）